

新専門医制度について

愛知県医師会理事
大輪芳裕

我が国のこれ迄の専門医制度

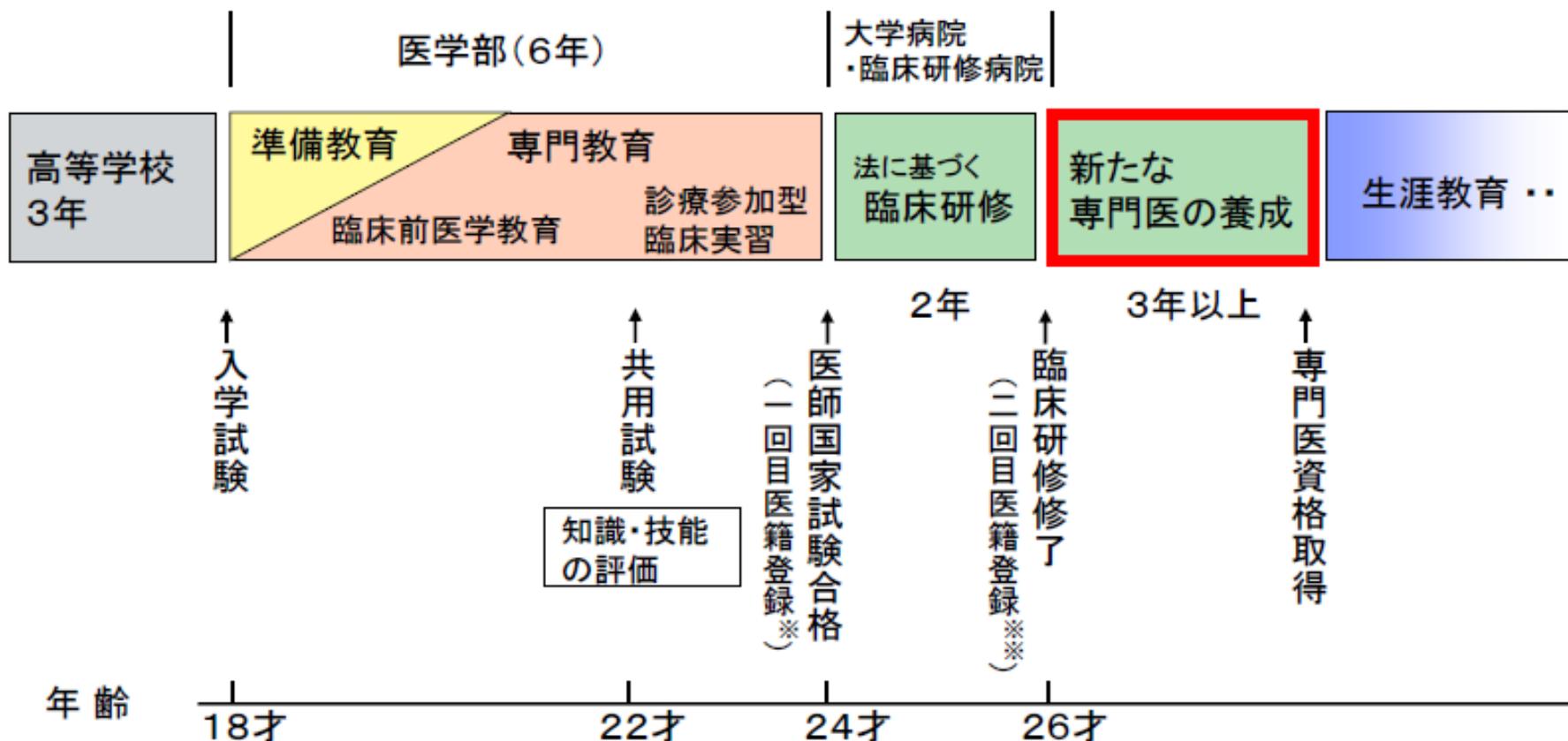
各学会が独自で制度設計をして専門医を認定して来た

「一定の外形基準を有する学会」が認定する専門医の
広告が可能となった事で(平成14年厚労省公示)、学会
専門医制度が乱立し、専門医の質の低下への懸念が
生じている

患者さんに”専門医”が必ずしも理解されておらず、受
診の指標になっていない

専門医を取得した医師に特別なインセンティブはない

新たな専門医の養成について



※ 国家試験に合格した者は、医籍への登録により免許を受ける。

※※ 臨床研修を修了していない者が診療に従事した場合、行政指導等の対象になり得る。
修了した旨の医籍登録を受けていない者は、診療所を開業しようとするときに都道府県知事等の許可を受けなければならない、また、病院又は診療所の管理者になることができない。

専門医制度改革の基本理念

- 専門医の質を担保できる制度
- 患者に信頼され、受診の良い指針になる制度
- 専門医が「公の資格」として、国民に広く認知されて評価される制度
- 「プロフェッショナル集団としての医師」が誇りと責任を持ち、患者の視点に立ち自律的に運営する制度

新しい専門医制度の骨子

- 専門医制度は二段階制とする（基本領域とサブスペシャリティ領域）
- 専門医の認定は各学会ではなく、中立的第三者機関で行う。この中立的第三者機関は各診療領域の専門学会と緊密な連携をする
- 専門医育成は研修プログラムに従って行う。
中立的第三者機関では研修プログラムの評価・認定、更には研修施設の
サイトビジットを行う
- 総合診療専門医を基本領域に位置づける
- 専門医制度は医師の「プロフェッショナルオートノミー」を基盤に設計する
- 新たな専門医制度の実施に際しては「地域医療」に十分に配慮する

新たな専門医制度の枠組み

Subspecialty専門医

消化器・呼吸器・内分泌代謝・腎臓・アレルギー・
老年病・循環器・血液・糖尿病・肝臓・感染症・
リウマチ・神経内科・消化器外科・呼吸器外科・
心臓血管外科・小児外科 等



基本領域専門医

総合診療
臨床検査
病理
形成外科
リハビリテーション
救急科
放射線科
泌尿器科
眼科
整形外科
精神科
小児科
麻酔科
脳神経外科
耳鼻咽喉科
産婦人科
外科
皮膚科
内科

(一般社団法人)日本専門医機構

社員	設立時： 日本医学会連合、 日本医師会、 全国医学部長病院長会議、 設立後追加： 四病院団体協議会、 がん治療認定医機構、 18基本診療領域学会	平成26年5月設立
理事	22名	
監事	3名	

「日本専門医機構」の役割

- 専門医の認定・更新を行う
- 専門医研修プログラムを審査し、その認定を行う
- 専門医制度の枠組みを検討し決定する
- 専攻医、専門医のデータベースを構築する

専門研修プログラム制の導入

各専門診療領域の研修カリキュラムのもとで、目標を計画的に達成する為に、研修基幹施設が中心となり複数の研修連携施設と共に研修施設群を構成した上で、専門研修プログラムを作成する。専攻医はこのプログラムに従い、専門医資格取得までの研修を行う。この仕組みが十分に機能しているかどうかについて、研修施設のサイトビジットを実施する。

この仕組みが「専門研修プログラム制」である。

専門医制度と国民医療・地域医療の 調和をめざして

- 患者・社会から信頼される標準的な医療を提供できる質の高い医師を育成するために「研修プログラム制度」を導入
- 新専門医制度の導入にあたっては「地域医療に十分配慮した制度」となるよう互いの調和を目指す

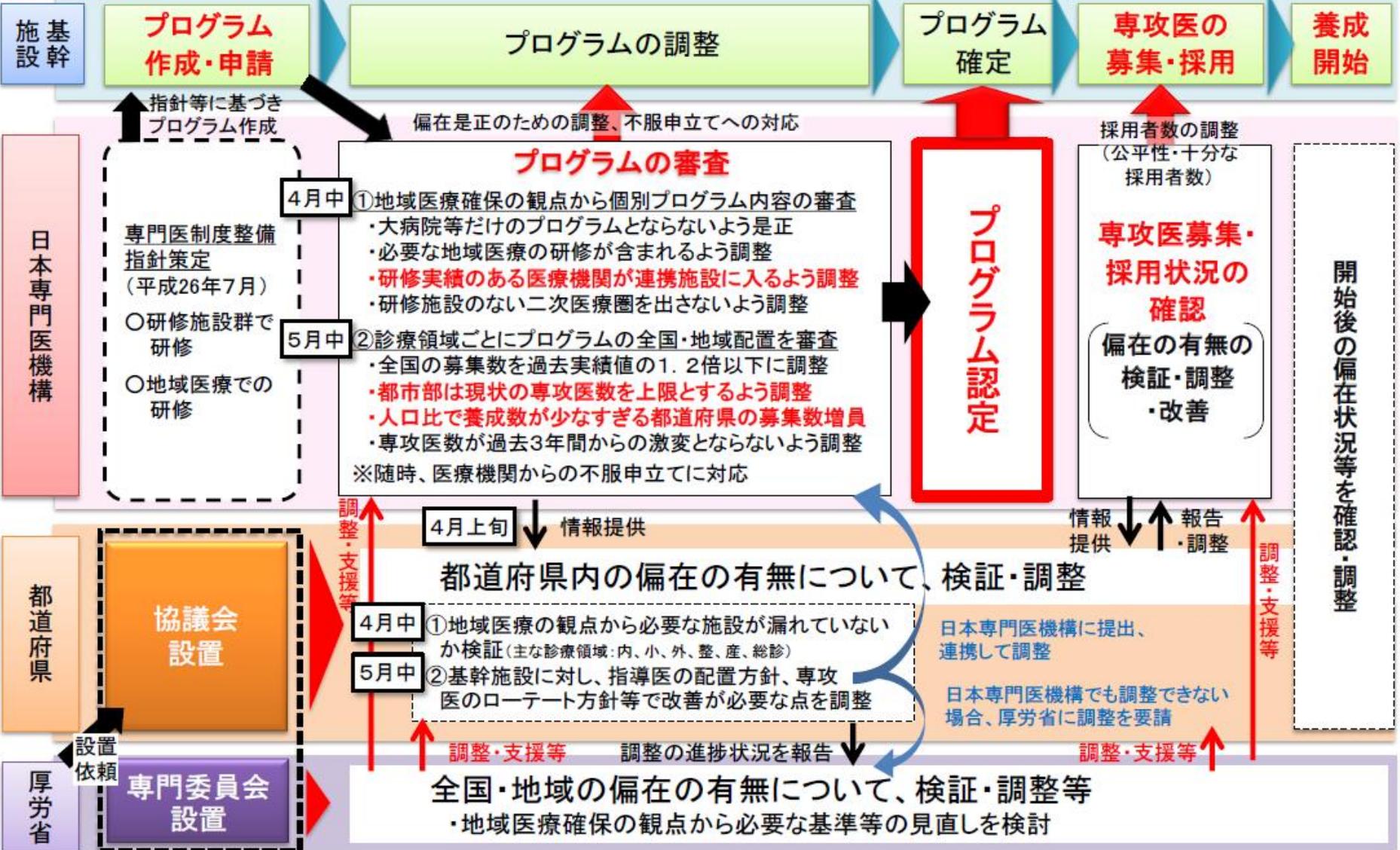
地域医療に十分に配慮した制度設計

- 基本診療領域の専門医制度においては、「地域で研修を行い、地域医療の経験を積む事の重要性」を専門医制度整備指針に明確に記載
- 研修施設群形成にあたっては地域での連携を推進し、「専門医制度地域連絡協議会」などの設置を求め、「地域で医師を育てる」との考えを強調
- 機構社員である全国医学部長病院長会議，日本医師会、四病院団体協議会なども「地域医療に配慮した専門医制度の構築」に向けた協力体制の重要性についてのステートメントを発出している

専門医の養成開始に向けたプロセス

資料 2

平成29年度から養成開始の場合 ~平成28年3月 平成28年4月~6月 平成28年6月・7月 平成28年秋~ 平成29年4月~



専門研修プログラムの認定に向けた各都道府県の役割について (平成28年1月15日 各都道府県衛生主管部（局）長あて医事課長通知)

1. 地域の関係者による協議の場の設置

- ・ 地域医療対策協議会等の場を活用し、専門研修を行う基幹施設及び連携施設、大学、医師会、病院団体、都道府県等の関係者が、専門研修について協議する場を設けること。

2. プログラムの把握及び調整

- ・ 本年1月から3月までを目途に行われる基幹施設から専門医機構へのプログラム申請にあたり、管内の研修施設におけるプログラムの内容を把握すること。
- ・ プログラムは、地域医療体制を現状より悪化させないように認定等が行われる。各都道府県においては、把握したプログラムの内容を踏まえ、本年5月末の専門医機構によるプログラム認定までの間に、各都道府県内でプログラムの配置に明らかな偏在がないよう、また、研修施設の基準を満たし専門研修を実施する必要のある医療機関が研修施設から外れることのないよう、上記1の場等を活用して地域の関係者による協議、調整を図ること。

3. プログラム作成時における医療機関からの相談

- ・ 研修施設は、プログラム作成時における外部施設等との関係について、専門医機構に対する申立てができることとされている。各都道府県においては、医療機関から、プログラム作成時の外部施設等との関係について相談を受けたときは、必要に応じ、上記1の場等を活用して協議、調整を図るほか、本省及び専門医機構と連携して対応すること。

第44回社会保障審議会医療部会での指摘事項 (平成28年2月18日)

平成29年度からの新専門医制度の延期を求める意見が多数

1. 病院間、地域間の偏在
2. 診療科間の偏在
3. 制度全体に対する課題
(専攻医の処遇、総合診療専門医と他の基本領域やサブスペシャリティ領域への移行)
4. その他
(地域医療構想への反映、専門医機構内での地域医療を担う病院の意見の反映)

第44 回社会保障審議会医療部会で指摘された論点

＜病院間偏在＞

1. 基幹施設の基準が厳しすぎて、**大学病院しか基幹施設**になれないのではないか。
2. 今まで後期研修医を受け入れていた研修施設に、**専攻医が回ってこなくなる**のではないか。
3. 連携施設となって専攻医を受け入れる場合でも、例えば3か月という短期間では、**地域の中小病院に大きな影響**が出るのではないか。

＜地域偏在＞

4. 都会と地方など、地域間での**専攻医数偏在**をどのように調整するか。

＜診療科偏在＞

5. 産婦人科、小児科、救急科など仕事がきつい診療科に進む人数がさらに減ってしまう。**診療科の偏在に対して対策**が必要ではないか。

<医療提供体制と専門医養成との関係>

6. 人口構造や疾病構造の変化等に基づくニーズの変化、地域医療構想における**2025年の医療提供体制の構築**を、専門医の養成体制にどのように反映させるのか。

<総合診療専門医と既存専門医との関係>

7. **総合診療専門医**と他の基本領域あるいはサブスペシャリティ領域との関係**(移行)**はどうなるのか。

<専攻医の処遇>

8. 専攻医が、専門研修プログラムにおいて開設主体の異なる病院間を短期間でローテートすることにともない、**身分が不安定**になるのではないのか。

<患者の視点>

9. 専門医の認定や、研修プログラムの評価・認定にあたり、患者の視点はどのように取り入れられるのか。

<地域での協議体制>

10. 地域の関係者が専門医の研修体制について協議する「**地域連絡協議会**」は準備不足であり、ほとんどの**都道府県で機能していない**のではないのか。

研修プログラムの進捗状況

専門医養成の在り方専門委員会 第1回平成28年3月25日

第2回平成28年4月27日

第3回平成28年5月30日

医籍登録後 2 – 5 年未満の医療施設従事医師数

- 基本診療科の医師数は内科7950人と最も多く、外科2291人、整形外科1383人と続いた。逆に基本診療科でも臨床検査科5人、リハビリテーション科63人、病理診断科131人などは少なかった。
- 医師数の全国に対する割合が5%以上を示す都道府県は東京、神奈川、愛知、大阪、福岡で、これらの都道府県では臨床研修医数の全国に対する割合より2から5年未満医師数はおおむね1.2倍以上に割合が増加していた。

主たる診療科・従業地による都道府県別医籍登録後2年～5年未満の医療施設従事医師数(※1)

全 国	平成27年度 臨床研修医		内科(※2)		小児科		皮膚科		精神科		外科(※3)		整形外科		産婦人科(※4)		眼 科		耳鼻咽喉科		泌尿器科											
	募集定員 上限	①全国 に対する 割合(%)	人数	②全国 に対する 割合(%)	②/①	人数	②全国 に対する 割合(%)	②/①	人数	②全国 に対する 割合(%)	②/①	人数	②全国 に対する 割合(%)	②/①	人数	②全国 に対する 割合(%)	②/①	人数	②全国 に対する 割合(%)	②/①	人数	②全国 に対する 割合(%)	②/①									
																								①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
全 国	11,583		7950			1405			637			985			2291			1383			1051			617			545			568		
01 北海道	448	3.87	265	3.33	0.86	49	3.49	0.9	30	4.71	1.22	40	4.06	1.05	88	3.84	0.99	43	3.11	0.8	33	3.14	0.81	19	3.08	0.8	19	3.49	0.9	12	2.11	0.55
02 青 森	147	1.27	48	0.6	0.48	12	0.85	0.67	3	0.47	0.37	5	0.51	0.4	24	1.05	0.83	6	0.43	0.34	11	1.05	0.82	4	0.65	0.51	4	0.73	0.58	15	2.64	2.08
03 岩 手	142	1.23	60	0.75	0.62	11	0.78	0.64	3	0.47	0.38	12	1.22	0.99	20	0.87	0.71	9	0.65	0.53	9	0.86	0.7	8	1.3	1.06	2	0.37	0.3	8	1.41	1.15
04 宮 城	180	1.55	140	1.76	1.13	21	1.49	0.96	12	1.88	1.21	13	1.32	0.85	42	1.83	1.18	11	0.8	0.51	20	1.9	1.22	12	1.94	1.25	5	0.92	0.59	8	1.41	0.91
05 秋 田	137	1.18	60	0.75	0.64	6	0.43	0.36	4	0.63	0.53	12	1.22	1.03	22	0.96	0.81	14	1.01	0.86	10	0.95	0.8	4	0.65	0.55	1	0.18	0.16	9	1.58	1.34
06 山 形	136	1.17	51	0.64	0.55	5	0.36	0.3	5	0.78	0.67	12	1.22	1.04	28	1.22	1.04	12	0.87	0.74	11	1.05	0.89	2	0.32	0.28	5	0.92	0.78	7	1.23	1.05
07 福 島	155	1.34	51	0.64	0.48	17	1.21	0.9	3	0.47	0.35	9	0.91	0.68	35	1.53	1.14	14	1.01	0.76	4	0.38	0.28	5	0.81	0.61	6	1.1	0.82	3	0.53	0.39
08 茨 城	208	1.80	112	1.41	0.78	31	2.21	1.23	8	1.26	0.7	6	0.61	0.34	48	2.1	1.17	29	2.1	1.17	24	2.28	1.27	15	2.43	1.35	5	0.92	0.51	9	1.58	0.88
09 栃 木	246	2.12	109	1.37	0.65	31	2.21	1.04	10	1.57	0.74	7	0.71	0.33	36	1.57	0.74	23	1.66	0.78	11	1.05	0.49	13	2.11	0.99	10	1.83	0.86	7	1.23	0.58
10 群 馬	155	1.34	76	0.96	0.71	19	1.35	1.01	3	0.47	0.35	12	1.22	0.91	30	1.31	0.98	18	1.3	0.97	8	0.76	0.57	8	1.3	0.97	8	1.47	1.1	4	0.7	0.53
11 埼 玉	493	4.26	230	2.89	0.68	44	3.13	0.74	17	2.67	0.63	39	3.96	0.93	62	2.71	0.64	42	3.04	0.71	34	3.24	0.76	16	2.59	0.61	17	3.12	0.73	19	3.35	0.79
12 千 葉	443	3.82	336	4.23	1.11	64	4.56	1.19	15	2.35	0.62	32	3.25	0.85	92	4.02	1.05	42	3.04	0.79	40	3.81	1	25	4.05	1.06	15	2.75	0.72	22	3.87	1.01
13 東 京	1,496	12.92	1,328	16.7	1.29	219	15.6	1.21	152	23.9	1.85	191	19.4	1.5	304	13.3	1.03	209	15.1	1.17	172	16.4	1.27	122	19.8	1.53	104	19.1	1.48	89	15.7	1.21
14 神 奈 川	678	5.85	530	6.67	1.14	103	7.33	1.25	42	6.59	1.13	87	8.83	1.51	144	6.29	1.07	107	7.74	1.32	79	7.52	1.28	44	7.13	1.22	43	7.89	1.35	44	7.75	1.32
15 新 潟	203	1.75	96	1.21	0.69	19	1.35	0.77	13	2.04	1.16	10	1.02	0.58	21	0.92	0.52	15	1.08	0.62	14	1.33	0.76	2	0.32	0.18	8	1.47	0.84	6	1.06	0.6
16 富 山	109	0.94	63	0.79	0.84	11	0.78	0.83	6	0.94	1	7	0.71	0.76	17	0.74	0.79	11	0.8	0.85	7	0.67	0.71	4	0.65	0.69	8	1.47	1.56	1	0.18	0.19
17 石 川	225	1.94	104	1.31	0.67	14	1	0.51	8	1.26	0.65	16	1.62	0.84	21	0.92	0.47	14	1.01	0.52	7	0.67	0.34	8	1.3	0.67	12	2.2	1.13	11	1.94	1
18 福 井	119	1.03	41	0.52	0.5	9	0.64	0.62	4	0.63	0.61	4	0.41	0.4	19	0.83	0.81	13	0.94	0.91	5	0.48	0.46	6	0.97	0.95	5	0.92	0.89	5	0.88	0.86
19 山 梨	128	1.11	36	0.45	0.41	12	0.85	0.77	2	0.31	0.28	5	0.51	0.46	10	0.44	0.39	7	0.51	0.46	10	0.95	0.86	2	0.32	0.29	3	0.55	0.5	3	0.53	0.48
20 長 野	170	1.47	112	1.41	0.96	22	1.57	1.07	5	0.78	0.53	12	1.22	0.83	37	1.62	1.1	21	1.52	1.03	16	1.52	1.04	5	0.81	0.55	3	0.55	0.38	3	0.53	0.36
21 岐 阜	165	1.42	111	1.4	0.98	16	1.14	0.8	3	0.47	0.33	13	1.32	0.93	28	1.22	0.86	10	0.72	0.51	14	1.33	0.94	14	2.27	1.59	9	1.65	1.16	7	1.23	0.87
22 静 岡	278	2.40	151	1.9	0.79	48	3.42	1.42	15	2.35	0.98	16	1.62	0.68	80	3.49	1.45	51	3.69	1.54	32	3.04	1.27	9	1.46	0.61	15	2.75	1.15	13	2.29	0.95
23 愛 知	559	4.83	494	6.21	1.29	87	6.19	1.28	37	5.81	1.2	68	6.9	1.43	131	5.72	1.18	76	5.5	1.14	74	7.04	1.46	34	5.51	1.14	36	6.61	1.37	19	3.35	0.69
24 三 重	151	1.30	95	1.19	0.92	17	1.21	0.93	4	0.63	0.48	9	0.91	0.7	29	1.27	0.97	20	1.45	1.11	19	1.81	1.39	9	1.46	1.12	3	0.55	0.42	6	1.06	0.81
25 滋 賀	123	1.06	92	1.16	1.09	13	0.93	0.87	8	1.26	1.18	13	1.32	1.24	23	1	0.95	7	0.51	0.48	14	1.33	1.25	8	1.3	1.22	8	1.47	1.38	8	1.41	1.33
26 京 都	264	2.28	226	2.84	1.25	36	2.56	1.12	24	3.77	1.65	19	1.93	0.85	48	2.1	0.92	29	2.1	0.92	26	2.47	1.09	14	2.27	1	16	2.94	1.29	16	2.82	1.24
27 大 阪	639	5.52	678	8.53	1.55	121	8.61	1.56	53	8.32	1.51	63	6.4	1.16	178	7.77	1.41	117	8.46	1.53	101	9.61	1.74	59	9.56	1.73	44	8.07	1.46	57	10	1.82
28 兵 庫	415	3.58	348	4.38	1.22	53	3.77	1.05	14	2.2	0.61	37	3.76	1.05	105	4.58	1.28	71	5.13	1.43	50	4.76	1.33	28	4.54	1.27	26	4.77	1.33	18	3.17	0.88
29 奈 良	124	1.07	73	0.92	0.86	15	1.07	1	10	1.57	1.47	15	1.52	1.42	26	1.13	1.06	14	1.01	0.95	11	1.05	0.98	8	1.3	1.21	3	0.55	0.51	6	1.06	0.99
30 和 歌 山	110	0.95	61	0.77	0.81	7	0.5	0.52	4	0.63	0.66	8	0.81	0.86	16	0.7	0.74	13	0.94	0.99	11	1.05	1.1	6	0.97	1.02	10	1.83	1.93	5	0.88	0.93
31 鳥 取	107	0.92	39	0.49	0.53	5	0.36	0.39	3	0.47	0.51	7	0.71	0.77	14	0.61	0.66	5	0.36	0.39	2	0.19	0.21	6	0.97	1.05	6	1.1	1.19	3	0.53	0.57
32 鳥 根	131	1.13	53	0.67	0.59	7	0.5	0.44	2	0.31	0.28	4	0.41	0.36	10	0.44	0.39	7	0.51	0.45	2	0.19	0.17	2	0.32	0.29	0	0	0	3	0.53	0.47
33 岡 山	243	2.10	153	1.92	0.92	27	1.92	0.92	15	2.35	1.12	15	1.52	0.73	54	2.36	1.12	26	1.88	0.9	18	1.71	0.82	14	2.27	1.08	11	2.02	0.96	15	2.64	1.26
34 広 島	206	1.78	181	2.28	1.28	19	1.35	0.76	17	2.67	1.5	19	1.93	1.08	71	3.1	1.74	30	2.17	1.22	15	1.43	0.8	8	1.3	0.73	6	1.1	0.62	9	1.58	0.89
35 山 口	126	1.09	56	0.7	0.65	17	1.21	1.11	3	0.47	0.43	9	0.91	0.84	26	1.13	1.04	12	0.87	0.8	7	0.67	0.61	7	1.13	1.04	6	1.1	1.01	11	1.94	1.78
36 徳 島	114	0.98	45	0.57	0.58	5	0.36	0.36	2	0.31	0.32	4	0.41	0.41	12	0.52	0.53	7	0.51	0.51	8	0.76	0.77	1	0.16	0.16	4	0.73	0.75	6	1.06	1.07
37 香 川	113	0.98	64	0.81	0.83	16	1.14	1.17	2	0.31	0.32	8	0.81	0.83	21	0.92	0.94	17	1.23	1.26	10	0.95	0.98	3	0.49	0.5	7	1.28	1.32	7	1.23	1.26
38 愛 媛	124	1.07	81	1.02	0.95	12	0.85	0.8	5	0.78	0.73	8	0.81	0.76	27	1.18	1.1	17	1.23	1.15	2	0.19	0.18	7	1.13	1.06	5	0.92	0.86	9	1.58	1.48
39 高 知	116	1.00	48	0.6	0.6	6	0.43	0.43	3	0.47	0.47	7	0.71	0.71	9	0.39	0.39	9	0.65	0.65	5	0.48	0.48	1	0.16	0.16	5	0.92	0.92	4	0.7	0.7
40 福 岡	445	3.84	483	6.08	1.58	61	4.34	1.13	31	4.87	1.27	54	5.48	1.43	132	5.76	1.5	82	5.93	1.54	47	4.47	1.16	21	3.4	0.89	21	3.85	1	28	4.93	1.28
41 佐 賀	105	0.91	60	0.75	0.83	8	0.57	0.63	3	0.47	0.52	8	0.81	0.9	14	0.61	0.67	12	0.87	0.96	6	0.57	0.63	3	0.49	0.54	4	0.73	0.81	3	0.53	0.58
42 長 崎	182	1.57	94	1.18																												

主たる診療科・従業地による都道府県別医師登録後2年～5年未満の医療施設従事医師数(※1)

	平成27年度 臨床研修医		脳神経外科		放射線科			麻酔科			病理診断科			臨床検査科			救急科			形成外科			リハビリテーション科			
	募集定員 上限	①全国 に対する 割合(%)	人数	②全国 に対する 割合 (%)	②/①	人数	②全国 に対する 割合 (%)	②/①	人数	②全国 に対する 割合 (%)	②/①	人数	②全国 に対する 割合 (%)	②/①	人数	②全国 に対する 割合 (%)	②/①	人数	②全国 に対する 割合 (%)	②/①	人数	②全国 に対する 割合 (%)	②/①	人数	②全国 に対する 割合 (%)	②/①
全 国	11,583		536			626			1091			131			5			577			317			63		
01 北海道	448	3.87	22	4.1	1.06	18	2.88	0.74	53	4.86	1.26	2	1.53	0.39	0	0	0	7	1.21	0.31	13	4.1	1.06	1	1.59	0.41
02 青 森	147	1.27	4	0.75	0.59	2	0.32	0.25	4	0.37	0.29	1	0.76	0.6	1	20	15.8	13	2.25	1.78	0	0	0	0	0	0
03 岩 手	142	1.23	5	0.93	0.76	1	0.16	0.13	10	0.92	0.75	2	1.53	1.25	0	0	0	4	0.69	0.57	2	0.63	0.51	0	0	0
04 宮 城	180	1.55	2	0.37	0.24	10	1.6	1.03	11	1.01	0.65	2	1.53	0.98	0	0	0	7	1.21	0.78	5	1.58	1.01	2	3.17	2.04
05 秋 田	137	1.18	7	1.31	1.1	2	0.32	0.27	6	0.55	0.46	0	0	0	0	0	0	1	0.17	0.15	0	0	0	2	3.17	2.68
06 山 形	136	1.17	2	0.37	0.32	6	0.96	0.82	11	1.01	0.86	1	0.76	0.65	0	0	0	2	0.35	0.3	1	0.32	0.27	1	1.59	1.35
07 福 島	155	1.34	7	1.31	0.98	8	1.28	0.96	11	1.01	0.75	0	0	0	0	0	0	7	1.21	0.91	4	1.26	0.94	0	0	0
08 茨 城	208	1.80	15	2.8	1.56	9	1.44	0.8	18	1.65	0.92	3	2.29	1.28	0	0	0	5	0.87	0.48	7	2.21	1.23	1	1.59	0.88
09 栃 木	246	2.12	7	1.31	0.61	7	1.12	0.53	18	1.65	0.78	0	0	0	1	20	9.42	7	1.21	0.57	7	2.21	1.04	0	0	0
10 群 馬	155	1.34	5	0.93	0.7	10	1.6	1.19	18	1.65	1.23	2	1.53	1.14	0	0	0	14	2.43	1.81	1	0.32	0.24	0	0	0
11 埼 玉	493	4.26	15	2.8	0.66	4	0.64	0.15	34	3.12	0.73	3	2.29	0.54	0	0	0	17	2.95	0.69	10	3.15	0.74	2	3.17	0.75
12 千 葉	443	3.82	20	3.73	0.98	10	1.6	0.42	28	2.57	0.67	1	0.76	0.2	0	0	0	34	5.89	1.54	13	4.1	1.07	4	6.35	1.66
13 東 京	1,496	12.92	87	16.2	1.26	110	17.6	1.36	202	18.5	1.43	26	19.8	1.54	1	20	15.5	115	19.9	1.54	70	22.1	1.71	12	19	1.47
14 神 奈 川	678	5.85	43	8.02	1.37	48	7.67	1.31	80	7.33	1.25	13	9.92	1.7	0	0	0	37	6.41	1.1	24	7.57	1.29	4	6.35	1.08
15 新 潟	203	1.75	5	0.93	0.53	7	1.12	0.64	9	0.82	0.47	2	1.53	0.87	0	0	0	3	0.52	0.3	3	0.95	0.54	1	1.59	0.91
16 富 山	109	0.94	0	0	0	3	0.48	0.51	12	1.1	1.17	0	0	0	0	0	0	5	0.87	0.92	4	1.26	1.34	0	0	0
17 石 川	225	1.94	6	1.12	0.58	13	2.08	1.07	10	0.92	0.47	1	0.76	0.39	0	0	0	3	0.52	0.27	6	1.89	0.97	0	0	0
18 福 井	119	1.03	5	0.93	0.91	5	0.8	0.78	6	0.55	0.54	1	0.76	0.74	0	0	0	15	2.6	2.53	0	0	0	0	0	0
19 山 梨	128	1.11	2	0.37	0.34	3	0.48	0.43	4	0.37	0.33	3	2.29	2.07	0	0	0	1	0.17	0.16	0	0	0	1	1.59	1.44
20 長 野	170	1.47	5	0.93	0.64	6	0.96	0.65	22	2.02	1.37	2	1.53	1.04	0	0	0	12	2.08	1.42	5	1.58	1.07	0	0	0
21 岐 阜	165	1.42	7	1.31	0.92	15	2.4	1.68	11	1.01	0.71	3	2.29	1.61	0	0	0	9	1.56	1.09	3	0.95	0.66	1	1.59	1.11
22 静 岡	278	2.40	21	3.92	1.63	9	1.44	0.6	19	1.74	0.73	3	2.29	0.95	0	0	0	9	1.56	0.65	11	3.47	1.45	4	6.35	2.65
23 愛 知	559	4.83	37	6.9	1.43	39	6.23	1.29	72	6.6	1.37	12	9.16	1.9	0	0	0	23	3.99	0.83	14	4.42	0.92	3	4.76	0.99
24 三 重	151	1.30	3	0.56	0.43	7	1.12	0.86	6	0.55	0.42	2	1.53	1.17	1	20	15.3	1	0.17	0.13	0	0	0	2	3.17	2.44
25 滋 賀	123	1.06	4	0.75	0.7	8	1.28	1.2	5	0.46	0.43	1	0.76	0.72	0	0	0	5	0.87	0.82	3	0.95	0.89	0	0	0
26 京 都	264	2.28	6	1.12	0.49	20	3.19	1.4	36	3.3	1.45	6	4.58	2.01	0	0	0	17	2.95	1.29	6	1.89	0.83	0	0	0
27 大 阪	639	5.52	39	7.28	1.32	59	9.42	1.71	88	8.07	1.46	9	6.87	1.25	0	0	0	35	6.07	1.1	23	7.26	1.32	3	4.76	0.86
28 兵 庫	415	3.58	23	4.29	1.2	26	4.15	1.16	59	5.41	1.51	6	4.58	1.28	0	0	0	26	4.51	1.26	19	5.99	1.67	4	6.35	1.77
29 奈 良	124	1.07	4	0.75	0.7	9	1.44	1.34	7	0.64	0.6	0	0	0	0	0	0	10	1.73	1.62	3	0.95	0.88	0	0	0
30 和 歌 山	110	0.95	5	0.93	0.98	4	0.64	0.67	2	0.18	0.19	1	0.76	0.8	0	0	0	10	1.73	1.82	1	0.32	0.33	2	3.17	3.34
31 鳥 取	107	0.92	2	0.37	0.4	3	0.48	0.52	2	0.18	0.2	0	0	0	0	0	0	3	0.52	0.56	1	0.32	0.34	1	1.59	1.72
32 鳥 根	131	1.13	3	0.56	0.49	2	0.32	0.28	4	0.37	0.32	0	0	0	0	0	0	2	0.35	0.31	1	0.32	0.28	0	0	0
33 岡 山	243	2.10	16	2.99	1.42	14	2.24	1.07	16	1.47	0.7	5	3.82	1.82	0	0	0	9	1.56	0.74	11	3.47	1.65	1	1.59	0.76
34 広 島	206	1.78	10	1.87	1.05	11	1.76	0.99	33	3.02	1.7	4	3.05	1.72	0	0	0	9	1.56	0.88	3	0.95	0.53	1	1.59	0.89
35 山 口	126	1.09	4	0.75	0.69	9	1.44	1.32	11	1.01	0.93	0	0	0	0	0	0	5	0.87	0.8	2	0.63	0.58	0	0	0
36 徳 島	114	0.98	3	0.56	0.57	6	0.96	0.97	4	0.37	0.37	0	0	0	0	0	0	1	0.17	0.18	1	0.32	0.32	0	0	0
37 香 川	113	0.98	6	1.12	1.15	5	0.8	0.82	13	1.19	1.22	3	2.29	2.35	0	0	0	2	0.35	0.36	5	1.58	1.62	0	0	0
38 愛 媛	124	1.07	3	0.56	0.52	11	1.76	1.64	10	0.92	0.86	0	0	0	0	0	0	4	0.69	0.65	2	0.63	0.59	0	0	0
39 高 知	116	1.00	7	1.31	1.3	2	0.32	0.32	9	0.82	0.82	0	0	0	0	0	0	4	0.69	0.69	2	0.63	0.63	1	1.59	1.58
40 福 岡	445	3.84	34	6.34	1.65	36	5.75	1.5	58	5.32	1.38	5	3.82	0.99	0	0	0	29	5.03	1.31	19	5.99	1.56	6	9.52	2.48
41 佐 賀	105	0.91	5	0.93	1.03	6	0.96	1.06	8	0.73	0.81	0	0	0	0	0	0	5	0.87	0.96	1	0.32	0.35	0	0	0
42 長 崎	182	1.57	7	1.31	0.83	9	1.44	0.91	6	0.55	0.35	2	1.53	0.97	1	20	12.7	9	1.56	0.99	4	1.26	0.8	0	0	0
43 熊 本	141	1.22	5	0.93	0.77	11	1.76	1.44	13	1.19	0.98	0	0	0	0	0	0	7	1.21	1	2	0.63	0.52	0	0	0
44 大 分	115	0.99	2	0.37	0.38	9	1.44	1.45	4	0.37	0.37	1	0.76	0.77	0	0	0	3	0.52	0.52	0	0	0	0	0	0
45 宮 崎	110	0.95	4	0.75	0.79	2	0.32	0.34	4	0.37	0.39	1	0.76	0.8	0	0	0	6	1.04	1.09	2	0.63	0.66	0	0	0
46 鹿 児 島	186	1.61	8	1.49	0.93	6	0.96	0.6	11	1.01	0.63	0	0	0	0	0	0	7	1.21	0.76	1	0.32	0.2	1	1.59	0.99
47 沖 縄	173	1.49	4	0.75	0.5	6	0.96	0.64	13	1.19	0.8	2	1.53	1.02	0	0	0	18	3.12	2.09	2	0.63	0.42	2	3.17	2.13

※1 出典：平成26年度医師・歯科医師・薬剤師登録簿の性別別集計

内 科

プログラムにおける各施設の要件

専門研修施設群	基幹施設	連携施設	特別連携施設
臨床研修指定病院	原則、基幹型	必須でない	必須でない
研修プログラム管理委員会	設置		
統括責任者	1名(指導医)		
プログラム管理者	1名(指導医)		
研修委員会(施設単位の設置)	設置	設置	
研修委員会委員長	1名(指導医)	1名(指導医)	
指導医(最低必要人数)	3名以上	1名以上	
JMECC	開催 ※		
医療倫理講習会	開催	原則として開催	
医療安全講習会	開催	原則として開催	
地域参加型カンファレンス	開催	参加	参加
CPC	開催	参加	
(内科指導医講習会)	開催	参加	参加
学術活動 内科学会総会/地方会	演題3題以上	演題1題以上	
備考	内科13分野のうち7分野以上で定常的に研修可能な症例数を有していること		

※ 原則、基幹施設での開催とするが、連携施設での開催によりプログラム内でJMECCが開催できる場合は、これを認める。

地域の中小医療機関に配慮し、特別連携施設を設定

内科領域のプログラム提出状況

- 合計: 523プログラム
- 参加施設数: 2,875施設
(基幹523, 連携1266, 特別連携1086)
- 定員合計: 6,084名
(直近3年間の認定内科医平均受験者は3,605名)
よって, 想定内科専攻医数の1.69倍の定員(未調整)
- 二次医療圏網羅状況: 343 / 344

	基 幹	連 携	特別連携	指導医	定員設定
北海道	18	87	38	814	268
青森県	3	16	14	138	50
岩手県	6	15	20	142	58
宮城県	9	21	31	373	116
岐阜県	9	28	7	303	99
静岡県	20	17	27	392	151
愛知県	33	35	19	1,031	320
三重県	3	22	34	240	51
宮崎県	2	17	9	114	30
鹿児島県	6	34	59	234	75
沖縄県	7	12	17	183	115
合計	523	1266	1086	18839	6084

愛知県では新規研修医461人に対して内科定員が320人

外科

専攻医の研修施設である基幹施設・連携施設の要件の概要（詳細：外科専門研修プログラム整備基準）

＜基幹施設の要件概要＞

1. 初期臨床研修の基幹型臨床研修病院の指定基準を満たす
2. 指導医、専門医が合計3人以上常勤
3. 外科系病床として常時30床
4. 年間500例以上のNCD登録外科手術症例数
5. 現行の日本外科学会の指定施設であり、3領域以上のサブスペシヤルティ領域学会の修練施設

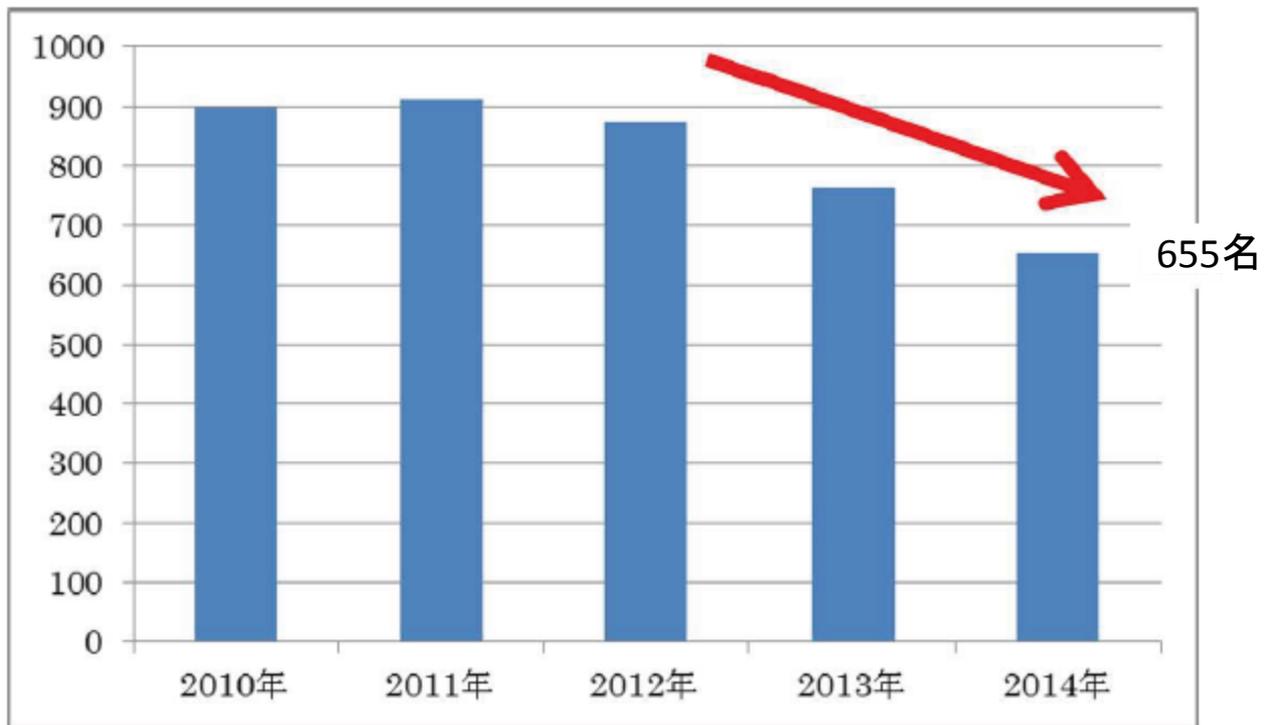
＜連携施設の要件概要＞

1. 専門研修指導医が最低1人以上常勤
2. 年間50例以上のNCD登録外科手術例数

地域の中小医療機関に配慮し、連携施設の要件は緩やか

外科領域のプログラムの提出状況

- 外科専攻医募集定員数は、昨年の事前アンケート調査では約**3500人超**
- 調整により、**2159人**の募集定員
- 外科後期研修医の過去の実績 (**800～900人**)からするとまだ2倍以上



外科後期研修に入った医師数の変遷

産婦人科

産婦人科専門研修プログラムの概要

<連携施設の要件>

- ・ 指導医が1名以上常勤していること
- ・ 一般婦人科診療(女性ヘルスケア)に加えて、体外受精(≥30件)、婦人科良性腫瘍手術(≥100件)、分娩数(≥100件)のいずれか一つを満たすこと

<地域医療の経験と指導医のいない施設の取扱い(連携施設地域医療枠)>

- ・ 産婦人科専門研修プログラム整備基準において地域医療の経験を必須としている。
- ・ 産婦人科医師が不足している地域では専門医が1名いれば指導医の在籍がなくとも連携施設になることができる

<連携施設へのローテーションの考え方>

- ・ 基幹施設での研修は6か月以上24か月以内
- ・ 連携施設では研修期間3年間の残り12か月から30か月を1施設以上をローテーションする。
- ・ 地域医療枠連携施設での研修は通算で6か月以内とする

地域の中小医療機関に配慮し地域医療枠連携施設を設定₂₉

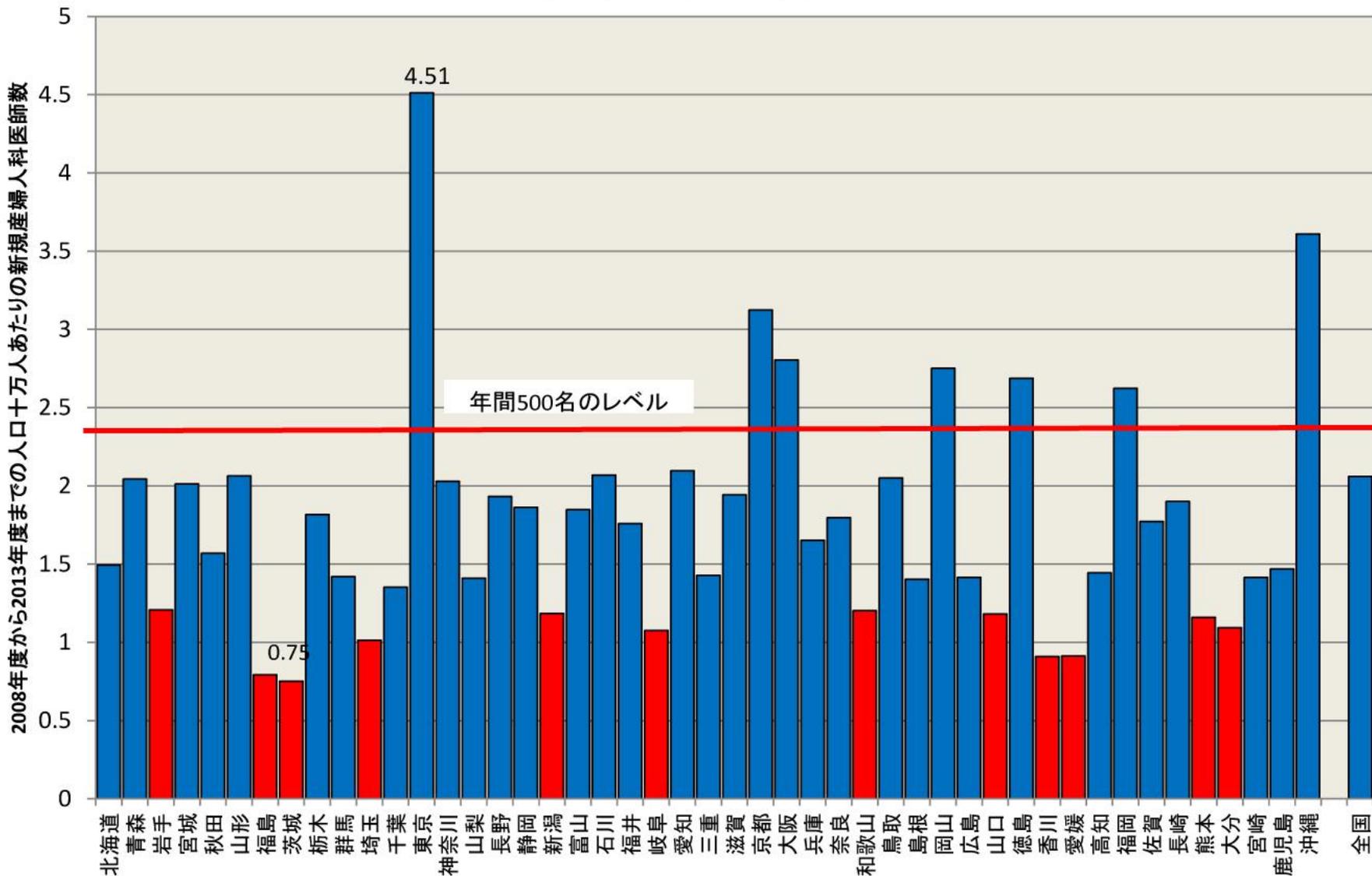
研修プログラム申請状況の概要

- 基幹施設数： 123
- 基幹施設と群を形成する連携施設数： のべ1348(重複を除くと1182)
- 当該都道府県内の連携施設数： 786
- 群全体での申請時における指導医数： 1785
- 群全体での申請時における専門医数： 12842(H26)
- 群全体での申請時における専攻医数： 1500
- 二次医療圏における基幹施設・連携施設の有無： 344圏域中48圏域が空白

産婦人科医療を維持するためには**毎年500名以上の新規専攻医**が必要である。様々な努力の結果、2010年には目標間近の約490名にまで増加したが、それ以後は再び減少に転じ、**2015年の新入会者は約360名**である。

産婦人科医の現状

2008-2013年度の都道府県別新規産婦人科医数 (人口十萬対)



まとめ

- 現状では外科、産婦人科は新規専攻医が減少傾向にある
- 各科とも想定専攻医数の1.69倍から4.4倍の専攻医募集数で、かなりの調整が必要
- 地域の中小の医療機関に配慮した連携医療機関が設定されているが、長期研修は不可

新専門医制度に対する論点（永井委員長私案）

平成28年4月27日

- ・協議会が専攻医の身分や待遇についても監督・指導する
 - ・専門医機構は全体のシステムの評価とアドバイスなどを行う
 - ・各学会が領域毎のプログラムの考え方を示す
 - ・プログラムの作成は基幹病院が行う
 - ・調整は都道府県毎の協議会が担う
- ・都道府県毎の定数は、過去3年間の採用実績の1.1-1.2倍を全国の定員枠とした上で、都市部以外の道県に対してより配慮
 - ・当面は各学会が専門医養成プログラムに関し中心的役割を担うこととして試行的に運用

地域における協議の場の活動状況

都道府県の地域医療支援センターなどの設置はされているが、権限がなく調整機能が事実上果たせない。

専門研修プログラムの認定に向けた各都道府県における調整等(5月25日現在)

参考資料5

1 地域の関係者による協議会の委員構成	大学	研修施設	医師会	病院団体	行政	その他
	47/47	39/47	46/47	35/47	47/47	市長会、町村会など
2 地域の関係者による協議会の延べ開催回数	0回 ※	1回	2回	3回	4回	5回以上
	16/47	19/47	7/47	3/47	0/47	2/47

※ 未開催県(開催に向けて調整中)

岩手、宮城、福島、群馬、埼玉、新潟、石川、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、愛媛、佐賀、熊本、鹿児島

3 プログラム申請情報の把握・検証							
	主な診療領域	内科	小児科	外科	整形外科	産婦人科	総合診療
①	日本専門医機構から、管内の基幹施設・連携施設のプログラム情報について提供を受けた都道府県	42/47	27/47	47/47	47/47	47/47	0/47
②	日本専門医機構から、調整結果の提供を受けた都道府県	0/47	0/47	0/47	0/47	0/47	0/47
③	地域医療の確保の観点から必要な施設が漏れていないか、全てのプログラムを検証・調整を終えた都道府県	1/47	1/47	1/47	1/47	1/47	0/47

4 連携施設に対する必要な改善事項に関する意見照会等							
	主な診療領域	内科	小児科	外科	整形外科	産婦人科	総合診療
①	管内の全ての基幹施設に対し、指導医の配置方針、専攻医のローテーション方針に関する連携施設への説明を要請した都道府県	13/47	12/47	13/47	15/47	14/47	10/47
②	指導医の配置方針、専攻医のローテーション方針、その他基幹施設との間で改善が必要な事項について、全ての連携施設に対し意見照会を行った都道府県	2/47	2/47	2/47	2/47	2/47	1/47
③	照会結果について、基幹施設との調整、協議会の確認を経た上で、日本専門医機構に、改善を要する事項を提出した都道府県	0/47	0/47	0/47	0/47	0/47	0/47
④	日本専門医機構に提出した改善を要するプログラムの件数	0/47	0/47	0/47	0/47	0/47	0/47

4 提出した改善事項に関する調整及び関係者の合意							
	主な診療領域	内科	小児科	外科	整形外科	産婦人科	総合診療
①	日本専門医機構に提出した改善を要するプログラムのうち、調整できた件数	0/47	0/47	0/47	0/47	0/47	0/47
②	日本専門医機構に提出した改善を要するプログラムを含め、全てのプログラムについて関係者の合意が得られた都道府県	0/47	0/47	0/47	0/47	0/47	0/47

専門医養成の在り方に関する専門委員会の結論

委員長私案を踏まえ、**平成29年度の専攻医偏在や地域医療の混乱を防ぐ**ため、関係者の役割を次のとおりとしてはどうか。

なお、**平成30年度以降における専門医養成の在り方**については、**専門委員会**において今後議論することとする。

1. 専門委員会
平成29年度における専攻医定員枠の設定
2. 各都道府県の協議会
研修施設の確認及び改善要望の取りまとめ
3. 各領域研修委員会・学会
プログラムの調整・実質的認定
4. 日本専門医機構
研修医の希望調査、プログラムの認定

平成29年度の試行的運用に向けた関係者の役割とスケジュール(案)

資料5

**平成29年度から
養成開始の場合**

平成28年

基幹施設

日本専門医機構

各領域研修委員会
・学会

都道府県協議会

専門委員会
(厚労省)
※丸数字は委員会の回数

平成28年4月～6月

プログラムの調整

平成28年6月・7月

プログラム
確定

夏頃

連携施設への説明

研修医希望状況調査
※秋頃に再調査を実施

研修施設の追加調整

前倒して実施できる
取組は先行して実施

5/30 ③平成29年度専攻医定員
枠の方針案の検討

④募集・採用方法の検討
希望調査を踏まえた定員枠調整

⑤平成29年度定員枠の設定

改善要望を取りまとめて
学会に提出
・ローテート方針等の改善
・プログラム別定員枠の増員

平成28年秋～

専攻医の
募集・採用

秋頃

専攻医募集

プログラム条件付き認定

プログラムの実質的認定

調整結果の確認

⑥調整結果の確認(医療部会)

改善要望の調整

5月30日 第3回専門養成のための在り方委員会

6月 7日 日本医師会、四病院団体協議会「新たな専門医制度への懸念」

塩崎厚労大臣の談話

6月 8日 第46回社会保障審議会医療部会

6月 9日 日本専門医機構専門研修プログラム研修施設評価・認定部門委員会および基本領域研修委員会

6月15日 日本医学会、日本医師会、18基本領域理事長へ文書

平成 28 年 6 月 7 日

新たな専門医の仕組みへの懸念について

公益社団法人 日本医師会

会長 横倉 義武

四病院団体協議会

一般社団法人 日本病院会

会長 堺 常雄

公益社団法人 全日本病院協会

会長 西澤 寛俊

一般社団法人 日本医療法人協会

会長 加納 繁照

公益社団法人 日本精神科病院協会

会長 山崎 學

1. 地域医療の崩壊を防ぐことを最優先し、ここは一度立ち止まり、幅広い視点も大幅に加えて検討する場を設け、その検討結果を尊重
2. 地域医療の観点から懸念が残るとされた診療領域のプログラムは平成29年度からの開始を延期

3. プログラム作成を行うに当たって、地域において都道府県、医師会、大学、病院団体等の関係者が協議、連携し、都道府県の協議会において了解を得る
4. 地域医療からの意見が反映され、議論の透明性や説明責任が確保されるよう日本専門医機構の抜本的見直し

5. すべての医師が専門医を取得するものではなく、女性医師をはじめとした医師の多様な働き方や、専門医の取得、更新での過度な負担なきように配慮
6. 総合診療専門医、サブスペシャルティの議論はそれぞれ時間をかけてしっかり行う

「新たな専門医の仕組みへの懸念について」（要望書）
に対する厚生労働大臣談話

平成 28 年 6 月 7 日

- ・医療を担う方々が、**医師及び研修医の偏在防止及び日本専門医機構のガバナンスの抜本的見直しを要望**された趣旨を十分理解
- ・日本専門医機構や各学会は、改めて地域医療を担う**医療関係者や地方自治体**などからの要望やご意見を真摯に受け止め、**なお一層の取組**をされることを強く期待
- ・新たな専門医の仕組みの構築に当たっては、医療関係者、日本専門医機構及び各学会がお互いの立場を超えて**プロフェッショナルオートノミーの下に協力**
- ・**研修医を含む医師の不安**も払しょくしつつ、う患者、国民のニーズに応えることができる**医師の養成に貢献**

平成28年6月9日

日本専門医機構専門研修プログラム研修
施設評価・認定部門委員会および
基本領域研修委員会の第2回合同委員会

- 2017年度の研修を大半の領域(学会)が準備を進めてきた専門医研修プログラム制に移行
- 専攻医の定員を診療科、都道府県、プログラムごとに制限することを機構から調整を求めず、各領域が地域連絡協議会と連携して調整
- 現在、機構の2次審査が終わるまで公表を控えるよう、機構から指示されている研修プログラムを7月1日に公表
- 機構認定で行うか学会の試行で行うかは学会に委ねる
- 機構認定ではないプログラムもその後に同じプログラムが機構認定となった場合、認定以前から研修を始めた専攻医も機構認定専門医を取得できる

新専門医制度に対するそれぞれの立場の対応

	日本医師会、四病協、 日本医学会	専門医機構	※ あり方専門委員会	厚労大臣
専攻医の定員枠	必要	学会で設定 (来年度分変更不可)	必要	必要
プログラムの調整	必要(協議会で了解)	学会で調整 (来年度分調整不可)	協議会で要望、学会で調整	必要
プログラムの公表	未定	2028年7月1日	28年秋頃	未定
専攻医の募集	延期	28年秋頃	28年秋頃	未定
専門研修プログラム制	延期	大半の領域は移行	可能な領域は試行	未定
新専門医制度	延期	移行または試行	試行	未定

※正式名称は社会保障審議会「専門医養成の在り方に関する専門委員会」

医師の地域偏在・診療科偏在の解消に向けた強力な取組の推進

経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日)

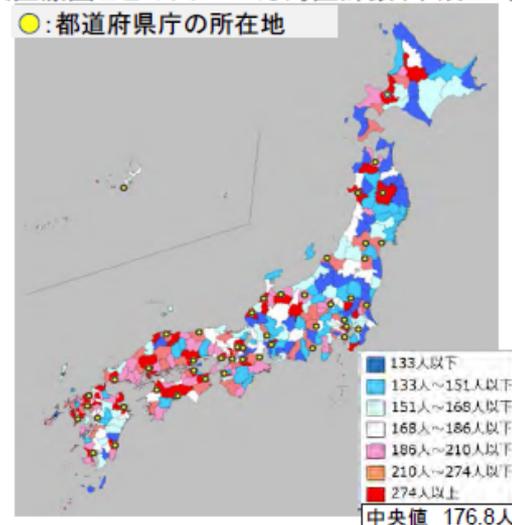
「人口構造の変化や地域の実情に応じた医療提供体制の構築に資するよう、地域医療構想との整合性の確保や地域間偏在等の是正などの観点を踏まえた医師・看護職員等の需給について、検討する。」

【現状・課題】

- 平成20年度以降、**医学部定員を大幅に増員**。
- しかし、未だに**医師の地域偏在・診療科偏在が解消**されていないとの指摘。



二次医療圏ごとの人口10万対医師数(平成26年)



【対応の方向性】

<従前の医師確保対策>

医師の診療科・勤務地の**選択の自由を前提**

- 例) 診療報酬による小児・産科の評価
- ・ 地域医療支援センターによる医師不足病院への医師の斡旋等
- ・ 医療勤務環境改善支援センターの設置

- 医師に対する**規制を含めた地域偏在・診療科偏在の是正策**を検討。
※年内に取りまとめ予定

今後検討を進める対策の例

医師養成課程の見直し

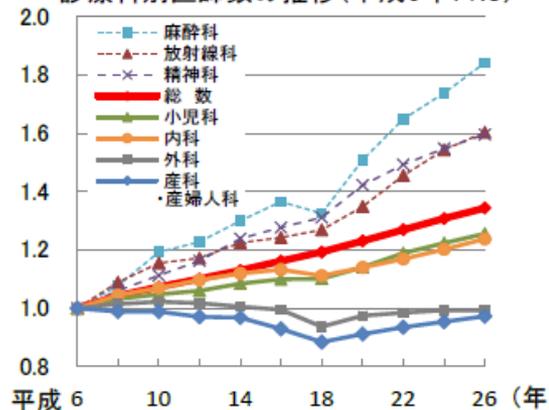
- 医学部:** より**地域定着が見込まれる**入学者枠等の検討
- 臨床研修:** 臨床研修の募集定員の配分に関する**都道府県権限の強化**、出身大学の地域での研修の促進
- 専門医:** **地域ごと・診療科ごとの定員枠の設定**等

都道府県の役割強化

医療計画(※保健医療2035でも同様の提言あり):

- **不足する地域・診療科等で確保すべき医師の目標値を設定した医師確保計画の策定**
- **将来的に、医師の偏在等が続く場合に、保険医の配置・定数の設定等**を検討
- 地域医療支援センター:** センター機能の抜本的強化
- 管理者:** **特定地域・診療科での診療の従事を、診療所等の管理者要件**とすることを検討等

診療科別医師数の推移(平成6年:1.0)



医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 中間取りまとめ平成28年6月3日

<医師偏在対策について>

医師偏在対策については、医師が勤務地や診療科を自由に選択するという自主性を尊重した対策だけでなく、一定の規制を含めた対策を行っていく観点から、「保健医療2035」、分科会における各構成員の意見、関係団体の提言等を踏まえ、次の事項について検討を深めることとした。これらの事項について、実施に当たっての課題、法制的な課題、関係者の意見等を踏まえ、年末に向けて具体的に検討を進め、取りまとめを行うこととする。

医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会 中間取りまとめ平成28年6月3日

<専門医>

1. **国、都道府県等の関係者が調整**を行おうとしても、現在は適切な権限行使や役割分担の枠組みがないことから、**地域における調整等に関する権限を明確化**する等の対応を検討する。
2. **専攻医の募集定員**については、診療領域ごとに、地域の人口、症例数等に応じた**地域ごとの枠を設定**することを検討する。

- 国家は規制も含めた医師の地域偏在、診療科偏在の具体策を検討中（年内に取りまとめ）
- 新専門医制度は機構認定は事実上延期、しかし研修プログラムは、地域医療との調整なしに平成29年度より学会主導で多くの領域でプログラム制へ移行の見込み

<今後の見通しについて>

- 医師の地域・診療科偏在が悪化
- 国による保険医の配置・定数の設定

新たな専門医の仕組みの構築に当たっては、地域医療を守るためプロフェッショナルオートノミーの下に医療関係者、日本専門医機構及び各学会がお互いの立場を超えて協力すべきである。

まずは新専門医制度延期、研修プログラム制は見直し。